

第3回宇都宮市水道料金等審議会 議事録

日 時

平成18年11月28日（火） 午前10時～午前11時30分

会 場

宇都宮市上下水道局 5階大会議室

出席者

- ・ 委 員：石井晴夫会長，佐々木英明職務代理者，乙貫良典委員，蕪木信一委員，神野俊彦委員，菊地久美子委員，菊地文子委員，櫛渕澄江委員，砂長 勉委員，田村宏志委員，永沼憲雄委員，安場和子委員
- ・ 市 側：上下水道事業管理者，経営担当次長，技術担当次長，経営企画課長，企業総務課長，サービスセンター所長，工事受付センター副所長，配水管理センター所長，水道建設課長，下水道建設課長，下水道施設管理課長，技術監理室長，事務局職員

傍聴者数

1 名

会議経過

1 開 会

2 審 議

(1) 議事録の公開内容について

事務局から，各委員に事前に内容を確認したうえで配付資料のとおり議事録を作成したことを説明。

会 長：すでに委員の皆様は，事務局から送付された議事録において発言内容を確認済みだと思うが，原案どおりでよろしいか。

全 員：異議なし。

会 長：それでは，事務局において原案どおり公開手続を進めていただきたい。

(2) 水道料金制度見直しの論点整理について

事務局から，《【資料2】水道料金制度見直しの論点整理》から《【資料4】（社）日本水道協会による本市水道事業経営診断の中間報告》まで一括にて説明。

A 委 員：全体として1つ伺いたいのだが，所々に財政への影響と出ているが詳細な記載がない状態である。今後の中でということだと思うが，今後の中でどのような考え方があるのか聞かせていただきたい。前回の説明の中でも人件費の抑制などと言っていたと思うが，そういった材料を料金の中に具体的にどう反映させていくのか。

もう1つは，大口利用者の水道離れ抑制対策の中で基準水量の設定とあり，それぞれの利用者に基準水量を設定するということであると思うが，

一度設定した基準水量を企業の使用状況によって変更していくものなのか、それとも一度決定したものは未来永劫変更できないものであるのか。企業も日々経費削減努力をしており、いったん決めたものが未来に渡って変えられないとなると抵抗があるのでないか。

事務局： まず1つ目であるが、この審議会で論点となった基本水量制、口座振替割引、大口利用者の水道離れ抑止策の検討といったものについて論点を整理させていただいたが、これまでににおいても財政構造改革計画を推進し、料金の値上げをしないで済むよう取り組んできた。今回の制度の見直しにおいては当然経費が必要となってくるが、財政収支を変えずに見直そうとすれば、どこかで値下げをすればどこかで取り返さなければならないといった再配分という形を取らざるを得ないが、一方で県からの受水費の値下げが予定されている。説明の中でも具体的な数字を示していないが、現在栃木県で12月議会への上程を予定しており詳細を示せない状況である。ただし、方向性としては引き下げの方向であり、それを制度見直しの原資に充てていいということであれば、それぞれの制度の中に、その原資分を配分したい。または、水道料金水準そのものにも反映することが考えられる。また、原資にしないとなれば、今回の新たな制度の導入による減収分をどこかで補わなければならない。

2つ目の大口利用者については、一定の使用期間を算定期間とし基準水量を設定しようとするものであるが、この制度には二面性があり、水源に余裕がある場合に限り低廉な料金で提供し、取水制限がかかるなど渇水期については節水を心掛けていただき、基準水量を超えた場合は割高になる制度であるが、委員指摘のとおり企業は日々経費削減努力をしており、事務局としても未来永劫基準水量を固定するといった形で考えているわけではないが、審議会の場で改めてご検討いただきたい。

会長： 今回の料金改定は利用者からの節水努力が報われないといった意見を踏まえて行うことを予定している。資料にもあるが0～10m³の中に2割以上の人がいるわけであり、努力している人には料金で報われる形にしようとするものである。当然基本水量を下げるということは減収になるということが考えられる。この減収をどうするか考えなければならない。そこで事務局からも説明があったが、県から買っている水の単価が引き下げになりそうだということである。まだ、議会に諮る前なので具体的な額は示せないということであるが、この値下げ分をどこでみるか考えなければならない。また、大口利用者に対しても最高単価を安くするといった形で還元する方法もある。

今回の改定案は今後4年間の方向付けであり、4年後にはまた見直しをするものであるから、企業の基準水量についても今後4年間における基準水量ということで考えていただきたい。

B委員： 大口利用者については往々にして経営が厳しく、公共料金についても手を入れていかなければならない状況である。例えば九州地区において電気

料金であるが、系列企業が一括契約することによりコスト削減を図っている例がある。水道料金においても市内の系列企業が一括契約することによるメリットといったものを創出できないか。

事務局： 水道においては各事業所に引き込んでいる水道管の口径の大きさによって基本料金を設定しているが、例えばそれを一括して大口径の管を引き込み、それを分けて使用するというのであればその大口径の部分において算定したり個別の引き込みにおいて算定するなどといったことが可能であるが、場所が離れている場合各事業所の使用状況ごとに算定するしかないのが現状である。今後こういった手法が考えられるか検討材料としたい。

C 委員： 今回制度の見直しにあたり、基本水量と口座振替と大口利用者の個別契約といったものが挙げられており、減収となった分をどこかで補うか、それとも受水費の引き下げ分を原資とするかといったことが議論となっているが、前回までの話でもあったが、将来的に湯西川ダムの減価償却費などの多額の経費発生が見込まれているのであれば内部に留保するべきではないかとも考えられる。いずれにしても受水費引き下げの影響額など具体的な数値が示されないと判断しようがない。

会長： 事務局においては、次回にはもちろん県からの内示があればだが、受水費の引き下げによる影響額やそれを新たな制度にどれくらい充てられるのかといった試算値を示していただきたい。

D 委員： 口座振替割引についてだが、水道料金については2か月に1度の請求が原則だと思うが、案1だと1回の振替で50円の割引があり、案2だと100円の割引があると考えてよろしいか。

事務局： 委員指摘のとおりであり資料にもあるが、コンビニで納付していただく場合、上下水道局としてコンビニに対し1件につき55.65円の手数料を支払っている。一方口座振替の場合は、銀行だと5.25円となっており、コンビにとの差は約50円となっている。宇都宮市の水道料金は隔月検針隔月徴収となっているため、コンビニ納付と銀行振替では2か月で50円の差が生じている。口座振替のお客様には希望により毎月納付もできるようにしているため1か月あたりで算定している。案1については2か月単位で見た場合のコンビニ納付と銀行振替の差である50円を2で割って1か月あたり25円とする考え方であり、案2については他の公共料金と同じ考えで1回の振替につき50円割り引くという考え方である。

会長： 基本水量の見直しについては2つの案が示されているが、委員からの発言もあったように受水費引き下げ等の具体的な数値による試算がないとなんとも言えないが、2割を超える利用者に対して節水努力に報いてあげようとするものであり、日本水道協会による算定要領からも基本水量は削除されていることもあり、方向性としては基本水量を減量するというところでよろしいか。

全員： 異議なし。

会長： それでは基本水量については減量するというところで進めていきたい。2

案のうちどちらにするかというのは具体的な数値が示されてから判断するものとする。

次に口座振替割引制度については、収納率の高い口座振替を推進するうえでも有効であり、他の公共料金でも導入されている制度であるため、宇都宮市においても導入する方向で考えてよろしいか。

全 員： 異議なし。

会 長： 次に大口利用者の水道離れ抑止策の検討であるが、水道は今まで使えば使うほど高くなるということで大口利用者の方には負担が大きかった。電気においても大口利用者に対して逓増制を採用しているが、現在においては電力自由化の影響もあり制度が形骸化しており、個別契約によって契約単価が引き下げられている状況にある。使えば使うほど高くなるのは今の世の中に合っていないと思われるため最高単価を見直して安くするといった個別需給給水契約制度を導入するといった方向でよろしいか。

全 員： 異議なし。

会 長： これも次回までに最高単価の部分をいくりにするのかといった資料を用意していただきたい。

最後の選択料金制度の導入については、現時点において難しいということである。可能であれば他の公共料金のような選択性料金をいち早く導入すべきだと思うが、もう少し検討が必要だということであるため、今後の料金改定のために引き続き調査研究してもらおうということによろしいか。

全 員： 異議なし。

E 委 員： 経営診断の中間報告の中で給水人口や配水量が増加しても給水収益が減ってくるのはなぜか。

事 務 局： 宇都宮市の水道料金体系は、使えば使うほど従量料金単価が高くなる逓増制を採用している。このため、現在は給水人口が増加するよりも1世帯当たりの使用水量が減り、安い区分の従量単価が適用される例が増えてしまい減収となってしまう。

会 長： 大家族で水道をたくさん使うと高い従量単価となるため収入が増えるが、その世帯が核家族化すると基本水量で収まったり安い従量単価に留まるため減収になるということである。

E 委 員： 例えば100m³の使用水量があったとした場合、1軒で100m³使用するのと10軒で10m³ずつ使用するのでは、10軒で10m³ずつ使用するほうが安くなってしまいうということか。

事 務 局： 基本料金を考えると若干複雑になるが、従量料金だけで考えれば基本的には委員が示した例のとおりである。

会 長： それでは、最後に次回の日程を事務局から説明願いたい。

事 務 局： 次回は平成18年12月22日（金）午後2時から今回同様上下水道局5階大会議室で予定している。詳細は各委員宛て別途通知する。

3 閉 会